

八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案) 概要版

八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)の概要 ①

はじめに

行動計画改定の経緯

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「措置法」)の改定を受け、令和6年7月に国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が改定され、これに基づき令和7年5月に都行動計画も改定された。これを踏まえ、本市が平成26年3月に策定した「八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「行動計画」)」についても、措置法第8条に基づき改定を行う。

行動計画改定の概要

初の抜本改定を行った国及び都の行動計画に基づき、以下の目的・方針で改定

行動計画の目的

- ・新型インフルエンザ等(※)の感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

- (※)対象となる感染症の定義
- ・ 新型インフルエンザ等感染症
 - ・ 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの)
 - ・ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの)

改定の方針(基本的な考え方)

- ・新型コロナウイルス感染症対策において積み重ねた知見・経験を活かし、本市独自の実施体制を踏まえた計画を策定

準備期

平時の備え

- 人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等の実施
- 市と市民、都、医療機関、事業者等との情報共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

初動期

有事の迅速な初動対応

- 都や関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析、共有を図る
- あらかじめ定めた手順により直ちに市一体となった初動体制を立ち上げ、市民の生命及び健康を守るための緊急かつ総合的な対応の実施

対応期

市民生活・経済を守る バランスの取れた対策の実施

- 急速な感染拡大による社会的影響を緩和するため、まん延防止の取組を適切に実施
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に実施

八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)の概要 ②

第1部 基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

行動計画は、国・都の行動計画、感染症法に基づく感染症予防計画、及び地域保健法に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。

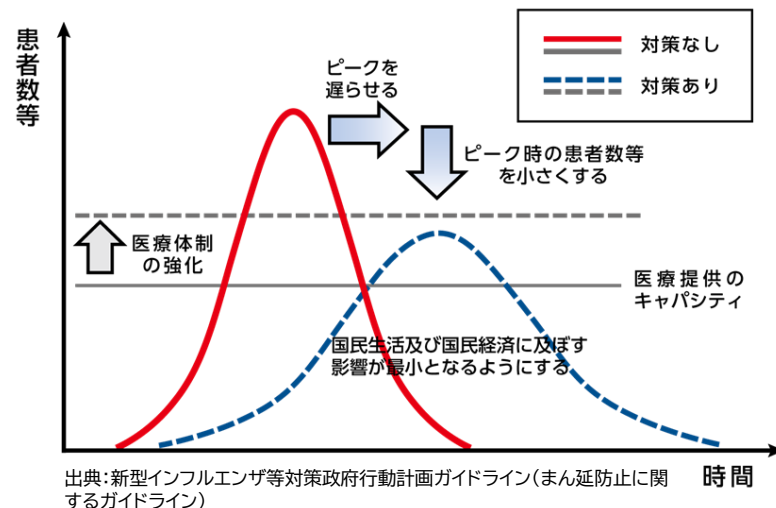
	措置法	感染症法	地域保健法
国	政府行動計画 (令和6年7月改定)	予防計画策定 ガイドライン	地域保健基本 指針地域健康 危機ガイドライン等
都	行動計画 (令和7年5月改定)	予防計画 (令和6年3月 策定)	—
八王子市 (保健所設置市)	本行動計画	感染症予防計画 (令和6年3月 策定)	健康危機対処計画 (感染症編) (令和6年4月策定)

整合性 (縦方向の青い矢印と横方向の緑い矢印)

第2章 対策の目的等

対策の目的

- 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化



適切な医療の提供等と併せて、必要に応じて感染拡大防止策を講ずる。

感染拡大のスピードやピークを抑制する。

治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる。

八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)の概要 ③

第3章 発生段階等の考え方

発生段階は、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と発生後の対応のための部分(初動期・対応期)とに大きく分ける。

行動計画改定後の発生段階(3段階)

準備期

(新型インフルエンザ等の発生を探知する前まで)

初動期

(新型インフルエンザ等の発生を探知後～
政府対策本部が設置されて基本的対処方針
が定められ、実行されるまで)

対応期

封じ込めを念頭に対応する時期

病原体の性状等に応じて対応する時期

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

特措法によらない基本的な感染症対策に
移行する時期

第4章 対策項目

以下の13項目を主な対策項目として、それぞれ準備期・初動期・対応期の考え方・取組を第2部に定める。

行動計画改定後の対策項目(13項目)

①実施体制

②情報収集・分析

③サーベイランス

④情報提供・共有・リスクコミュニケーション

⑤水際対策

⑥まん延防止

⑦ワクチン

⑧医療

⑨治療薬・治療法

⑩検査

⑪保健

⑫物資

⑬市民生活及び市民経済の安定の確保

八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)の概要 ④

第2部 各対策項目の考え方及び取組

	準備期	初動期	対応期
第1章 実施体制	■ 感染症発生に備えた実践的な訓練の実施、職員向けの研修、関係機関との連携を強化	■ 国や都等からの情報に応じて、初動対応における体制を構築、迅速に対策を検討	■ 各対策の実施状況に応じた適切な体制を整備し、必要な対策の実施
第2章 情報収集・分析	■ 情報収集及び情報の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を実施	■ 新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集・分析を迅速に実施	■ 感染症のリスク情報、市民生活及び市民経済に関する情報等の収集・分析を強化
第3章 サーベイランス	■ 平時からサーベイランス体制を構築し、情報を速やかに収集・分析	■ 平時において実施しているサーベイランスに加え、有事の感染症サーベイランスを開始	■ 流行状況に応じ、適切に感染症サーベイランス等を実施
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	■ 市の情報提供・共有に対する認知度・信頼度を向上	■ 市民に新たな感染症の特性や対策等の的確な情報提供・共有を実施	■ 感染対策に対する市民の理解を深め、適切な行動につながるよう促す
第5章 水際対策	■ 国が実施する研修及び訓練への参加等を通じて、国等との連携体制を構築	■ 都及び関係機関等と連携し、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築	■ 感染拡大の状況等を踏まえながら、都及び関係機関と連携して適切に対応
第6章 まん延防止	■ 対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から実施	■ 市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を実施	■ まん延防止対策を講じ、効果等を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に切替え
第7章 ワクチン	■ 関係機関と連携し、ワクチンの流通接種体制を構築	■ 国の方針等に基づき、接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施	■ 確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種を実施
第8章 医療	■ 予防計画に基づき有事に関係機関が連携して医療提供できる体制を整備	■ 都と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備	■ 都や医療機関等と連携し、患者に適切な医療が提供できるよう対応
第9章 治療薬・治療法	■ 治療薬及び治療法における研究開発の実施体制強化を支援	■ 医療機関等に対し、治療薬等に関する最新の知見や関連情報を適時・的確に提供する。	■ 迅速に有効な治療薬を確保し、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を実施
第10章 検査	■ 平時から都や医療機関等と連携し、有事における検査体制の整備	■ 都と緊密に連携し、検査拡充等の体制を迅速に整備	■ 国の方針や市内の感染状況等を踏まえ、検査体制等を適時拡充・見直し
第11章 保健	■ 感染症対策関連計画推進会議等を活用し、多様な関係機関との連携体制を構築	■ 予防計画や健康危機対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を進める	■ 予防計画や健康危機対処計画等に基づき、求められる業務に必要な体制を確保
第12章 物資	■ 職員が感染症対応時に使用する物資等の備蓄等、必要な準備を適切に実施	■ 都による有事に必要な感染症対策物資等の確保	■ 初動期に引き続き感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出を適切に実施
第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保	■ 事業者及び市民へ必要な準備の実施等、適切に情報提供・共有	■ 事業者や市民に、感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛け	■ 準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済の安定を確保するための取組を実施

八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)の概要 ⑤

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

- 市は、新型インフルエンザ等の発生の疑い、または国外発生を把握した場合は、保健所長および関係部長等から構成される「感染症対策会議」を開催し、感染症状況に関する情報収集・共有・分析を行うとともに、初動対処方針の決定などを行う。
- 国内で新型インフルエンザ等が発生した場合および政府・都対策本部の設置により、本部長を市長とする「新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときは、直ちに特措法第34条に基づく「市対策本部(法定)」に移行する。

発生の疑いまたは国外発生を把握

感染症対策会議

保健所長・市長公室長・危機管理
参事等により構成

初動対処方針を協議・決定

国内発生を確認(政府・都対策本部を設置)

八王子市新型インフルエンザ等対策本部

◎ 本部長 市長 副本部長 両副市長、教育長
構成 全部長、消防署長 ※必要に応じて有識者、関係機関等参加要請

緊急事態宣言が発令された場合



緊急事態宣言が解除された場合

八王子市新型インフルエンザ等対策本部(法定)

◎ 本部長 市長
副本部長 両副市長、教育長(事務局: 防災課、健康づくり推進課)
構成 全部長、消防署長 ※必要に応じて有識者、関係機関等参加要請

八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画(素案) 概要版

令和8年(2026年)2月発行

発行: 八王子市

編集: 八王子市健康医療部(八王子市保健所)健康づくり推進課

〒192-0046

東京都八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟5階

Tel: 042-645-5112 Fax: 042-644-9100

E-mail: b662200@city.hachioji.tokyo.jp